

# 商品概要説明書

福島銀行

(2022年4月1日現在適用中)

1. 商品名	普通預金 *総合口座普通預金も含まれます。
2. お取扱対象先	個人および法人のお客さま *総合口座普通預金は18歳以上の個人のお客さまに限りです（お1人さま1口座）。
3. 預入期間	定めはございません。
4. 預入方法 (1) 預入方法	随時お預入れいただけます。 ・窓口来店（有通ネット入金可能＝当行の口座開設店舗以外の店舗での取扱い） ・ATM利用（通帳入金、カード入金） ・他科目からの振替入金 ・為替振込金、手形、小切手類取立代り金の入金
(2) 預入金額	1円以上
(3) 預入単位	1円単位
5. 払戻方法	随時払戻しいたします。 ・窓口来店（有通ネット支払い可能＝当行の口座開設店舗以外の店舗での取扱い） ・ATM利用（キャッシュカードによる払戻） ・各種支払代金の自動引落とし（自動振替契約先）
6. 利息・利率 (1) 適用利率	毎日の店頭表示の普通預金の利率を適用します。 *適用利率は、店頭の金利ボードをご覧ください。
(2) 利払方法	毎年2月と8月の当行所定の日に支払い、当該口座に入金します。
(3) 計算方法	毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円とした、1年を365日とする日割計算
7. 税金	・個人のお客さまは、お利息に20.315%（所得税および復興特別所得税：15.315% 住民税：5%）の税金がかかります（平成49年12月31日まで適用）。 ・法人のお客さまは、お利息に15.315%（所得税および復興特別所得税）の税金がかかります。 ・個人のお客さまがマル優ご利用の場合、非課税法人の場合は非課税になります。
8. 手数料	キャッシュカード等による時間外・他金融機関でのご利用にあたっては、店頭に掲示する手数料をいただきます。
9. 付加できる特約事項	・18歳以上のお客さま（個人）は、総合口座による当座貸越ができます。 *この場合の貸越利率は、担保定期預金の約定利率に0.5%を上乗せした利率です。 *貸越限度額は、担保定期預金の90%または500万円のいずれか少ない金額とします。 ・個人の場合は、マル優（マル優利用資格者のみ）の取扱いができます。 *限度額を越えた取扱いが発生した場合は、利息計算期間の利息が全部課税扱いとなります。 ・キャッシュカードの発行を希望される方は、お申出ください。 *キャッシュカードは、お届出の住所に簡易書留郵便で直送します。 *暗証番号の照会には応じられませんので、忘れないようにしてください。また、他人に類推されやすい暗証番号はご使用いただけません。 *預金口座から商品購入代金等が即座に引落しされるデビットカードサービス機能も付加できます。
10. 預入期間中の中途解約時の取り扱い	_____
11. 重要事項等	この預金は預金保険の対象商品です。詳しくは、店頭掲示ポスター等をご覧ください。
12. その他参考となる事項	_____
13. 当行が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先：一般社団法人全国銀行協会相談室 電話番号：0570-017109 または 03-5252-3772